

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

令和4年度 男女の賃金の差異

公表日：2024年8月30日

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	55.4%
うち正規雇用労働者	56.2%
うち非正規雇用労働者	63.0%

■対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

■賃金：基本給、諸手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正規雇用労働者：期間の定めがない職員、嘱託職員を含む。

非正規雇用労働者：パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員は除く。

■差異についての補足説明

<正規雇用労働者/非正規雇用労働者>

相対的に給与水準が高い医師が含まれており、また男性医師が多いため、格差が生じていると考えられる。